

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで

私が昭和 59 年 3 月に大学を卒業して、実家の会社に勤め始めた頃に、私の母が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も私が婚姻するまで両親の分と一緒に納付組合又は金融機関の集金人に支払ってくれた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 62 年 3 月 25 日に払い出されたことが確認でき、当該払出時点から、当該期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である上、申立人の A 市における国民年金被保険者名簿によると、当該期間直前の 60 年 1 月から同年 9 月までの 9 か月分の保険料が 3 か月ごとに過年度納付されていたことが確認できる。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親、及び母親が保険料と一緒に納付していたとする申立人の父親は、国民年金制度発足時から 60 歳に至るまでの保険料を全て納付している。

さらに、申立期間②前後を通じて、申立人及びその両親の住所並びに仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない上、当該期間は 6 か月と短期間であり、当該期間直後から申立人が婚姻するまでの期間の保険料は全て納付されていることを踏まえると、当該期間の保険料を納付したとすることに不自然さは見られない。

一方、申立期間①については、前述のとおり、申立人の記号番号は昭和 62

年3月25日に払い出されており、当該払出時点では、当該期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、当該期間当時、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していない上、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続を行った時期についての記憶が明確ではなく、申立人及びその母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月18日から同年6月1日まで

年金事務所からの文書により、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

私は、昭和45年1月にA社に入社し、同年5月末まで同社B支店で研修を受けた後、同社C支店に異動した。

A社に継続して勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和45年6月1日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は死亡しており、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時

の資料は保管されておらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立期間①について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和39年6月1日、資格喪失日は同年11月21日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和39年6月から同年9月までは1万8,000円、同年10月は1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年から40年頃まで
② 昭和41年から42年頃まで

申立期間①について、私は昭和38年から40年頃に、事業所名は記憶していないが、B県C市D区に所在していたE社内の事業所で勤務していた。

また、申立期間②について、昭和41年から42年頃に、F社に勤務していた。

両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は勤務した事業所名を記憶していないものの、当時、B県C市D区に所在していたE社内で業務を行っていた事業所に勤務し、E社内においてG業務に携わっていた旨主張しているところ、
 - i) E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元従業員に照会した結果、複数の元従業員から、申立期間当時、E社はA社にG業務を委託しており、A社が前述のE社内において業務を行っていた旨の供述が得られたこと、
 - ii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元同僚に照会したところ、このうち、複数の元同僚は申立人を記憶していないが、当時、A社は前述のE社内において業務を行っていた旨供述しているとともに、これらとは別の同僚一人が、申

立人がA社で勤務していたことを憶えている旨の供述をしていることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①のうちにA社に勤務していたことが認められる。

また、前述の被保険者名簿には、申立人と氏名及び生年月日が同一であり、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和39年6月1日、資格喪失日は同年11月21日）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和39年6月1日から同年11月21日までの期間について、申立人は、A社に勤務し、当該事業所の事業主は、申立人が同年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年11月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、未統合となっている申立人の前述の基礎年金番号に係る被保険者名簿及びオンライン記録から、昭和39年6月から同年9月までは1万8,000円、同年10月は1万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和38年から39年6月1日までの期間及び同年11月21日から40年頃までの期間については、A社は、当該期間に係る人事記録等は既に保管しておらず、申立人の勤務期間については不明であると回答している上、同事業所の元同僚からも具体的な証言を得ることはできないことから、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和38年から39年6月1日までの期間及び同年11月21日から40年頃までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人のF社における勤務内容や勤務先に関する供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が挙げた同僚の氏名は確認できず、当該同僚の所在も不明である上、同被保険者名簿から、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚4人のうち供述が得られた1人からも具体的な供述は得られない。

また、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっ

ており、当時の事業主は所在不明であることから申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間②のうち、昭和 41 年 4 月から 42 年 8 月までの期間は、国民年金保険料の納付済期間となっており、当該期間についての保険料は 42 年 5 月から同年 10 月までの期間に納付されていることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月

「ねんきん定期便」が届いたので国民年金保険料の納付状況を確認したところ、昭和 62 年 4 月分の保険料が過誤納として還付される一方で、申立期間の保険料は未納となっていた。

私は、昭和 61 年 3 月に A 社（現在は、B 社）を退職後、同年 5 月に結婚しており、同年 4 月分の保険料が未納とならないように、確かに納付したと記憶しているので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

また、年金記録の訂正が認められないのであれば、過誤納として還付される昭和 62 年 4 月分の保険料を申立期間の分に充ててほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 市 D 区の国民年金被保険者名簿によると、昭和 62 年 7 月に国民年金の加入手続きが行われており、申立人に係る国民年金被保険者の資格取得日は、申立期間より後の同年 4 月 1 日と記録されていたことが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳においても、初めて国民年金被保険者となった日は同年 4 月 1 日と記載されていることから、申立期間当時、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、平成 24 年 4 月 26 日付けで、申立人の国民年金被保険者資格の取得日が昭和 62 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日に訂正され、申立期間は未加入期間から未納期間に記録訂正されていることが確認できるものの、当該記録訂正の時点では、申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間同時に厚生年金保険から国民年金への変更手

続をしたか否かの記憶が明確ではない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、当委員会は、年金記録の訂正の要否に関する判断を行う機関であり、申立人の、「申立期間の記録の訂正が認められないのであれば、過誤納として還付される昭和 62 年 4 月分の国民年金保険料を申立期間の分に充ててほしい。」とする申立てについては、当委員会における調査・審議の対象ではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月

私は、昭和51年12月にA社を退職する際、当該事業所から、「退職者マニュアル」、昭和51年12月29日付けの退職辞令、厚生年金保険被保険者証等を受け取った。

その「退職者マニュアル」に従って、翌年の昭和52年2月頃に、転居の手続を行うとともに、B市の国民年金窓口にて前述の資料全てを封筒に入れて持参し、厚生年金保険の被保険者期間と国民年金の被保険者期間との間に未加入期間が生じないように国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付書で納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年12月29日付けの退職辞令等を持参して、B市の国民年金窓口において、厚生年金保険の被保険者期間と国民年金の被保険者期間との間に未加入期間が生じないように国民年金の加入手続を行ったと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳は、その様式及び記載内容から、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年2月頃に交付されたものとみられ、当該手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」欄及び「国民年金の記録(1)」の「被保険者となった日」欄に「昭和52年1月1日」と記載され、オンライン記録においても、同日が国民年金被保険者資格の取得日と確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間当時、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたこと

をうかがわせる事情も見当たらない上、申立人は、保険料の納付に関して、納付書の枚数、納付額、納付場所等の記憶が明確ではなく、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から61年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から61年3月まで

昭和36年4月頃、国民年金についてははがきが届いたので、夫婦二人分の国民年金保険料を免除してほしい旨の回答を返送した。その後、何の連絡も無かったので、免除手続が行われたものと思っていた。

申立期間を保険料の免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月頃、国民年金についてははがきが届き、申立人及びその夫の国民年金保険料を免除してほしい旨の回答を返送したと主張している。

しかしながら、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は保険料の免除申請を行うことはできなかつたものと考えられる上、A市は、「事務手続上、国民年金の未加入者に対して、保険料納付の意思確認を行うはがきが届くことは考え難い。」と回答している。

また、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から53年3月までの期間及び平成9年10月から14年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から53年3月まで
② 平成9年10月から14年8月まで

申立期間①については、当時、私は実家の手伝いをしていましたが、結婚したことを契機に、私の母から「これからは自分で納付しなさい。」と言われ、年金手帳をもらった。

現在、当時の年金手帳は所持していないが、国民年金の加入手続は、母が昭和47年5月頃、A町（現在は、B市）で行い、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間①について納付済期間と認めてほしい。

申立期間②については、A町の職員が自宅に来て、「保険料に4年くらいの滞納があるので払ってほしい。」と言われ、月々1万円ほどを納付していた。

私が留守をしているときは、私の妻が代わりに納付してくれたはずなので、申立期間②について納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、申立人の母親が昭和47年5月頃にA町で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、戸籍の附票によると、当時、申立人はC市D区に居住していたため、A町で加入手続を行うことはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の任意加入被保険者の記号番号が払い出された時期から見て、昭和53年8月に申立人が当時居住していたC市D区において、申立人の前妻と連番で払い出されたことが確認できるところ、当該払出時点において、申立期間①の大部分の期間（昭和47年5月から51年6月まで）は、時効により国民年金保

険料を納付することができない期間である上、それ以前に申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①に係る保険料を、申立人の前妻が自宅で集金人に納付していたと主張しているが、当該期間のうち、前述の払出時点において保険料を納付することが可能であった期間(昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月まで)に係る保険料は、過年度保険料となることから、現年度保険料を徴収する集金人を通じ納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の前妻に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人と同様に、申立期間①は未納期間とされていることが確認でき、その後の国民年金保険料納付済期間の記録についても、申立人と同じ記録となっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①に係る国民年金への加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続を行い、申立人に保険料の納付を促したとする申立人の母親も既に死亡している上、申立人の前妻は所在不明により当時の状況を聴取することができないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

- 2 申立期間②については、申立人は、自宅を訪れた A 町の職員から保険料の滞納が 4 年以上あると言われたため、月々分割で納付したと主張しているが、国民年金保険料を過年度納付できるのは 2 年間までとなっており、同町は、過年度保険料を納付するよう町職員が自宅を訪問することは考え難いと回答している上、同町において、申立人に係る国民年金被保険者名簿が保管されておらず、申立人が国民年金の加入手続を行ったことを確認できない。

また、申立人が納付したと主張する月約 1 万円の保険料額についても、申立人が納付したものが、国民年金保険料であったと判断することはできない上、申立期間②当時の保険料額とは合致しない。

さらに、申立人が、申立人の代わりに保険料を納付することもあったとしている申立人の妻は、自身が仕事に就いていた時期には保険料の納付はしていない旨供述しており、オンライン記録によると、申立期間②のうち、平成 11 年 7 月までは厚生年金保険に加入していたことが確認できる上、妻の国民年金保険料の納付記録についても、申立期間②のうち、厚生年金被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料は未納又は免除となっている。

- 3 このほか、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 2 月から 14 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 2 月から 14 年 3 月まで

私は、会社を退職した後、平成 11 年 2 月以降に国民年金に加入するよう勧奨を受けたが、A 町の年金保険担当者から保険料免除に係る説明を受け、同町役場で私と妻との二人分の免除申請をした記憶がある。

しかし、記録では妻のみが申請免除となっているので、私の申立期間を申請免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、平成 9 年 1 月時点で加入していた厚生年金保険の記号番号が付番されており、それ以前に国民年金手帳記号番号で国民年金に加入していた記録は見当たらない上、オンライン記録によると、申立期間のうち、11 年 2 月から 60 歳に到達する 14 年 * 月までの期間は国民年金の未加入期間となっているため、制度上、保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

また、申立期間のうち、平成 14 年 * 月及び同年 * 月については、申立人は、この時点で既に 60 歳に到達していたことから、当該期間については、任意加入手続を行うことにより国民年金被保険者となることはできるものの、任意加入したとしても、任意加入被保険者は、制度上、保険料の免除申請を行うことができない。

さらに、オンライン記録によると、平成 12 年 8 月 21 日付けで勧奨関連対象者未適用者一覧が作成されていることから、申立人は、申立期間始期から当該一覧が作成されるまでは、国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認される。

なお、申立人の妻については、既に国民年金に加入していたため、申立期間のうち、平成 11 年 8 月から 14 年 * 月までの保険料について免除申請が承認

されたものと考えられる。

加えて、申立期間の保険料が免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4441

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与（一時金）から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 19 日
② 平成 16 年 2 月 9 日
③ 平成 16 年 12 月 20 日
④ 平成 17 年 2 月 9 日
⑤ 平成 17 年 12 月 20 日
⑥ 平成 18 年 2 月 9 日
⑦ 平成 18 年 12 月 20 日
⑧ 平成 19 年 2 月 9 日
⑨ 平成 19 年 12 月 20 日
⑩ 平成 20 年 2 月 8 日
⑪ 平成 20 年 12 月 19 日
⑫ 平成 21 年 2 月 9 日

A社が全ての申立期間に支給した一時金は、年2回一律4,000円を、給与とは別に全従業員に支給したもので、労使協定及び就業規則で定める標準賞与に該当するが、事業主が賞与としての届出及び厚生年金保険料の納付をしていなかったため、標準賞与額としての記録が無い。

届出及び厚生年金保険料の納付を怠ったのは事業主の違法行為であるので、全ての申立期間について、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を当該

被保険者の賞与から控除していた事実があることが要件とされている。

しかしながら、A社が提出した給与明細書及び賞与明細書によると、申立人は、全ての申立期間において、一時金を支給されていることが認められるものの、一時金から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、申立期間に支給した一時金からは厚生年金保険料を控除していなかった旨を回答しており、このほか、申立人が全ての申立期間において事業主により一時金から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が全ての申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与（一時金）から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、当該事業所が社会保険事務所（当時）に対し一時金の届出をしておらず、厚生年金保険料の納付を怠ったのは事業主の違法行為であるとして、実際に支給された一時金に基づく記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、申立期間における厚生年金保険料の控除の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の可否を判断するものであり、申立事業所の事務取扱等の適否について判断するものではない。

福岡厚生年金 事案 4442 (事案 3838 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 1 日から平成 6 年 2 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が給与総支給額と大きく相違していることに気付いたため、年金記録確認第三者委員会に訂正を求めたところ、訂正が認められなかった。

今回、事業主がB業務手当3万円及びC業務手当3万円を含めずに報酬月額を届け出るなど故意に偽りの届出をしたこと、私が、平成5年2月に税務署に提出した確定申告書は、社会保険料控除額に誤りはないため受理されていることなどについて調査し、申立てを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準報酬月額については、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、同被保険者名簿及びオンライン記録の標準報酬月額が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらないこと、ii) 申立期間のうち、厚生年金保険の被保険者記録の管理がオンラインによる管理に移行した昭和 63 年 10 月以降の標準報酬月額については、オンライン記録が遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらないこと、iii) D厚生年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳に記録されている標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していること、iv) 申立事業所には当時の資料等は残っておらず、当時の事業主は、「厚生年金保険に係る届出や給与からの厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 9 月 1 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立事業所における標準報酬月額について、事業主がB業務手当3万円及びC業務手当3万円を含めずに報酬月額を届け出るなど、故意に偽りの届出をしたと主張しているが、当該事業所に関係資料は残っておらず、当時の事業主及び事務担当者から社会保険事務所（当時）への届出の状況などを再度聴取してもその事実を確認できない。

また、申立人は、平成5年2月に提出した確定申告書を税務署が受理したことが、給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額に誤りがなかったことを示しており、正しい収入額に見合う保険料控除額が確認できるはずだと主張しているが、E税務署は、「給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額は、健康保険組合によって保険料率が異なる場合もあり、全てが収入額に応じた金額とは言えない。国民年金保険料が含まれている場合もある。」と回答している上、当時の源泉徴収票も保管されていないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。